

語り継ぐ“濁流の子”プロジェクト行動計画  
～災害教訓伝承活動の促進を目指して～

平成26年3月3日

人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト選定委員会

## 目 次

1. 計画策定にあたっての基本的な考え方	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 実現すべき目標と計画期間	1
(3) プロジェクト推進のための役割分担	2
2. 「語り継ぐ“濁流の子”文庫(仮称)」の整備	
(1) 災害教訓などを示す情報資源の収集及び整理	3
(2) 収集及び整理した情報資源の著作権処理	5
(3) 災害教訓などを示す情報資源の収蔵	9
(4) 災害教訓伝承活動の促進に向けた広報活動の展開	10
3. 「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」の整備	
(1) 災害教訓などを示す情報資源のデジタル情報化	11
(2) システムの構築及び運用	11
4. 世代を超えて語り継ぐための取り組み	
(1) 寄附金の募集と受け入れ方法	13

## 1. 計画策定にあたっての基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト選定委員会(以下、「選定委員会」という)では、「濁流の子～伊那谷災害の記録～(出版物)」を災害教訓伝承活動のシンボリックな存在として、平成24年度に「人と暮らしの伊那谷遺産」に選定し、併せて災害を伝える書籍や写真などを収集・整理するための活動を推進することとしたところです。

「濁流の子」は、1961(昭和36)年に伊那谷を襲った三六災害(土砂災害と大規模な河川氾濫)に被災した小中学生の当時の思いを綴った作文集で、伊那谷地域での災害教訓伝承活動を代表する象徴的な取り組みであると考えられます。

三六災害から半世紀が経ち、災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれず、散逸や風化の恐れがあるなか、地域全体として災害教訓伝承に対する取り組みを推進し、地域防災力の向上を図るためには、「いますぐ行動!」する必要があります。

選定委員会では、このような問題認識から、「語り継ぐ“濁流の子”プロジェクト」を立ち上げ、適切に役割分担や連携を行いながら、地域全体として災害教訓伝承に対する取り組みを推進し、地域の自助・共助を後押ししつつ、地域防災力の向上を図るために行動することとしました。

### (2) 実現すべき目標と計画期間

このプロジェクトは、人と暮らしの伊那谷遺産(「濁流の子」)を広告塔とした「災害教訓伝承活動を普及啓発する取り組み」として、選定委員会がプロデュースするものであることから、ただ単に災害教訓伝承に対する取り組みを推進することにとどまらず、伊那谷地域の自助及び共助の精神を醸成し、地域防災力向上のきっかけとなることも期待して、次のとおり実現すべき目標と計画期間を定めます。

- ①後世に引き継がれずに散逸や風化の恐れがある災害に備えるための知恵や教訓などを示す情報資源を収集及び整理し、オリジナル資料などを収蔵するとともに、劣化しないデジタル情報で記録し、公開します。
- ②適切に役割分担や連携を行いながら、「語り継ぐ“濁流の子”文庫(仮称)」や「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」を新たに整備するなど、

伊那谷地域全体で取り組むこととし、この地域の自助及び共助の精神を醸成し、地域防災力向上のきっかけとなることを期待します。

- ③本計画は、平成30年度を当面の目標として、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5ヶ年とします。

### (3) プロジェクト推進のための役割分担

次の3つの施設が実施主体となり、相互に連携協働して本プロジェクトを推進します。

#### ①天竜川総合学習館かわらんべ

「語り継ぐ“濁流の子”文庫(仮称)」を新たに整備し、後世に引き継がれずに散逸や風化の恐れがある災害に備えるための知恵や教訓などを示す情報資源の収集及び整理やオリジナル資料などの収蔵を担当します。

また、伊那谷地域における災害教訓伝承活動の拠点施設として、災害教訓伝承に対する取り組みを推進し、地域の自助及び共助の精神を醸成するための広報活動を展開します。

#### ②天竜川上流河川事務所

天竜川総合学習館かわらんべが収集及び整理したオリジナル資料等を劣化しないデジタル情報で記録(デジタルアーカイブ)します。

高度情報化社会といわれる今日の「デジタルアーカイブ」は、後世の人々に半永久的に残すことが可能となることにとどまらず、情報通信ネットワークを利用することで、いつでもどこでもでも閲覧することができるようになるなど、新たな付加価値を提供します。

#### ③信州大学附属図書館

地域に根ざした学術情報基盤施設として、電子書庫(「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」)を新たに整備し、天竜川上流河川事務所がデジタル情報化した情報資源とそのメタデータ(あるデータそのものではなく、そのデータに関連する情報のこと)を伊那谷地域内外に、そしてまた後世に向け、強力に情報発信します。

## 2. 「語り継ぐ“濁流の子”文庫(仮称)」の整備

### (1) 災害教訓などを示す情報資源の収集及び整理

収集した情報資源は、一意に識別できるようにするために、表－1に示す資料区分毎に、次のとおり資料番号を付します。

(付番方法) 資料区分番号 － 資料区分毎の受入順一連番号  
 (付番例) 01 － 203

資料番号を付した情報資源は、表－2に示す主題分類項目のうち、最もふさわしい項目をひとつ選択(複数選択も可能)して、表－3に示す各メタデータ項目を整理します。

表－1 資料区分一覧表

番号	資料区分
01	図書資料
02	新聞・広報紙類
03	写真資料
04	動画資料
05	音声資料
06	その他

表－2 主題分類一覧表

番号	主題分類項目	分類の基準
01	前兆現象	災害の予兆や危険予測の判断材料となる教訓的な要素が含まれるもの
02	災害現象	災害の現象を理解するための教訓的な要素が含まれるもの
03	避難行動	適切な避難行動をとるための教訓的な要素が含まれるもの
04	災害対応	救助及び支援など災害対応全般の実活動を通じて得ることができる教訓的な要素が含まれるもの
05	災害復興	円滑かつ迅速な復興を図るための教訓的な要素が含まれるもの
06	その他	上記の01～05に分類できないもの

表－3 メタデータの仕様一覧表

※「通番」及び「項目」は、「juni2 ガイドライン Ver3.0(国立情報学研究所)」に準拠

通番	項目	内容
01	タイトル	情報資源の名称を記入
02	その他のタイトル	情報資源の名称の読み仮名を記入(全角カタカナを用いて分かち書きで記入)
03	作成者	情報資源の著作者名を記入
15	内容記述	情報資源の抄録を記入
19	資源タイプ	表－2の主題分類項目を記入 ※複数選択の場合は、最もふさわしい項目を最初に記入
20	メタデータ主題語彙集(資源タイプ)	国立情報学研究所メタデータ主題語彙集(資源タイプ)を記入
22	その他の資源識別子	収集した情報資源を一意に識別できる資料番号を記入
23	資源識別子URI(アイテム表示画面へのリンク)	情報資源本体を表示する画面へのURLを記入 ※システムの構築時に記入
24	本文フルテキストへのリンク	情報資源本体へのURLを記入 ※システムの構築時に記入
27	ISSN	情報資源が含まれる刊行物のISSN(国際標準逐次刊行物番号)を記入 ※該当しない場合は無記入
28	書誌レコードID	情報資源が含まれる刊行物のNCID(国立情報学研究所が運用している目録所在情報サービスの総合目録データベースにおける書誌ID)を記入 ※該当しない場合は無記入
29	雑誌名	情報資源が含まれる刊行物のタイトルを記入 ※該当しない場合は無記入

30	巻	情報資源が含まれる刊行物の巻レベルを記入(号のみを持つ場合は、巻レベルとし、ここに記入) ※該当しない場合は無記入
31	号	情報資源が含まれる刊行物の号レベルを記入 ※該当しない場合は無記入
32	開始ページ	情報資源の掲載刊行物中における開始ページを記入 ※該当しない場合は無記入
33	終了ページ	情報資源の掲載刊行物中における終了ページを記入 ※該当しない場合は無記入
34	刊行年月	情報資源の掲載刊行物の出版日付を記入(YYYY-MM-DD, YYYY-MM, YYYY) ※該当しない場合は無記入
55	空間的範囲	情報資源の内容の空間的(地理的)範囲を記入 ※空間的範囲を特定できない場合は無記入
57	時間的範囲	情報資源の内容の時間的範囲を記入(写真資料の撮影日付など) ※時間的範囲を特定できない場合は無記入
59	権利	情報資源の権利規定及び利用制限等を記入

## (2) 収集及び整理した情報資源の著作権処理

著作者の権利のうち、著作者人格権は、一身専属性の権利であって他人に譲渡することはできない権利です。これに対して、著作権(財産権)については、その一部或いは全部を譲渡することができるかとされています。

一方、本行動計画で実施することとしている収集及び整理した情報資源の収蔵やデジタル情報化及び公開に向けて整理する必要がある権利は、著作権(財産権)のうちの次の2つの権利です。

複製権：著作物を有形的に複製することに関する権利です。原本を入手することができない場合の複製やデジタル情報化したデータをサーバのハードディスクへ保存する場合に整理する必要があります。

公衆送信権：著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利です。インターネットなどを通じたサーバからのインタラクティブ送信（自動公衆送信）の場合に整理する必要があります。

よって、著作権者が明らかな場合には、次に示す①、②、③の順にいずれかの著作権処理を行います。また、著作権者が明らかでない場合には、④に示す著作権処理を行います。

①著作権法第21条から第28条までに規定するすべての著作権（財産権）を天竜川総合学習館かわらんべに譲渡してもらいます。この場合、複製を「語り継ぐ“濁流の子”文庫（仮称）」に収録したり、デジタル情報化して「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス（仮称）」に登録し公開することについて、改めて著作権者の許諾を得る必要はありません。また、アーカイブスのエンドユーザなどが権利制限規定の範囲を超える利用（例えば翻訳、改変、放送、有償提供等）を希望する場合であっても、天竜川総合学習館かわらんべの判断で許諾することができます。

#### （著作権譲渡書の案）

著作権譲渡書	
下記著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利）を天竜川総合学習館かわらんべ（天竜川総合学習館運営会議）に譲渡します。	
著作物名：○○○○（収集した情報資源の名称を記載）	
著作権者名：△△△△ 印 （著作権者の氏名を記載）	日付：□□□□ （押印の日付を記載）
※著作権者が一人でない場合は、その全員が「△△△△」及び「□□□□」を記載	

②著作権（財産権）のうち、複製権と公衆送信権を天竜川総合学習館かわらんべに譲渡してもらいます。この場合、複製を「語り継ぐ“濁流の子”

文庫(仮称)」に収録したり、デジタル情報化して「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」に登録し公開することについて、改めて著作権者の許諾を得る必要はありません。

(著作権譲渡書の案)

著作権譲渡書	
下記著作物の著作権(著作権法第21条及び第23条に規定する権利)を天竜川総合学習館かわらんべ(天竜川総合学習館運営会議)に譲渡します。	
著作物名: ○○○○ (収集した情報資源の名称を記載)	
著作権者名: △△△△ 印 (著作権者の氏名を記載)	日付: □□□□ (押印の日付を記載)
※著作権者が一人でない場合は、その全員が「△△△△」及び「□□□□」を記載	

③複製を「語り継ぐ“濁流の子”文庫(仮称)」に収録したり、デジタル情報化して「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」に登録し公開することについて、許諾を得ます。この場合、デジタル情報化したり、「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」に登録し公開する主体が天竜川総合学習館かわらんべではないことから、許諾を得る際には、天竜川総合学習館かわらんべが委託する機関により、デジタル情報化して「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」に登録し公開することも許諾の条件として明文化します。

(著作物の使用許諾書の案)

著作物使用許諾書
下記著作物の使用に関して、条件を付して許諾します。
著作物名: ○○○○ (収集した情報資源の名称を記載)
使用範囲: ①「語り継ぐ“濁流の子”文庫(仮称)」に収録することを目的として、複製すること(複製権: 著作権法第21条)
②天竜川総合学習館かわらんべ(天竜川総合学習館運営会議)が委託する機関により、デジタル情報化すること(複製権: 著作権法第21条)
③天竜川総合学習館かわらんべ(天竜川総合学習館運営会議)が委託する機関により、「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」を通じて、インタ

ーネット上で公開すること（公衆送信権：著作権法第23条）	
使用期間：特に制限を設けない	
著作権者名：△△△△ 印	日付：□□□□
（著作権者の氏名を記載）	（押印の日付を記載）
※著作権者が一人でない場合は、その全員が「△△△△」及び「□□□□」を記載	

④本計画の実施主体である3つの施設や関係機関等のウェブサイトを活用して、電子的公開(著作物の使用)の許諾を求める告知をします。

(電子的公開の許諾告知の案)

災害に備えるための知恵や教訓などを示す著作物の電子的公開に関するお願い
<p>後世に引き継がれずに散逸や風化の恐れがある災害に備えるための知恵や教訓などを示す情報資源を収集及び整理して、電子的に公開する取り組みを進めています。</p> <p>収集及び整理した情報資源の著作権者が明らかな場合には、所定の手続きを経て公開していますが、著作権者が明らかでないものも多く、このような方法によりお願いをさせていただき事をご了解ください。</p> <p>著作物の名称：○○○○（収集した情報資源の名称を記載）</p> <p>上記著作物の著作権者として、次の使用をご了承いただけない場合は、下記の連絡先までご連絡をお願いします。お申し出をいただければ、当該著作物の電子的公開を中止いたします。</p> <p>①上記著作物をデジタル情報化すること（複製権：著作権法第21条）</p> <p>②デジタル情報化した上記著作物を「語り継ぐ”濁流の子”アーカイブス(仮称)」を通じて、インターネット上で公開すること（公衆送信権：著作権法第23条）</p> <p>なお、この告知は電子的公開に関する許諾をお願いするものであって、著作権の譲渡をお願いするものではないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">連絡先：○○○○（連絡窓口の電話番号、住所及び組織名称等を記載）</p>

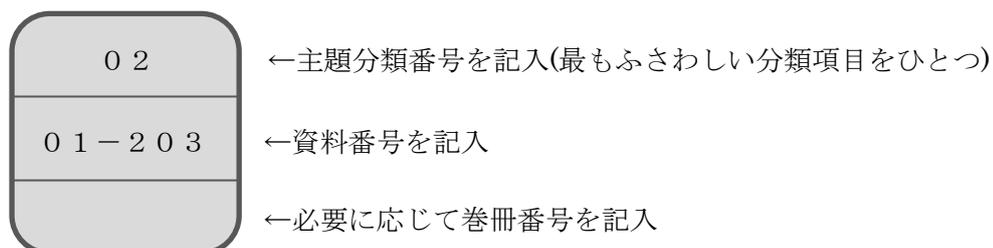
### (3) 災害教訓などを示す情報資源の収蔵

天竜川総合学習館かわらんべの館内2階にある図書室を活用して、新たに「語り継ぐ“濁流の子”文庫(仮称)」を整備し、前項2(1)で収集及び整理した情報資源のオリジナル資料又は複製を収蔵します。

収蔵にあたっては、当該情報資源の所有者に対して、オリジナル資料の寄贈を呼びかけて入手するか、又は前項2(2)に示す著作権処理を実施し、オリジナル資料の複製を作成します。

利用の効率化を図るために、主題分類番号、資料番号及び巻冊番号を記載した請求記号ラベルをオリジナル資料又は複製資料に貼付するとともに、収蔵台帳に必要事項を記載し、排架します。

#### (請求記号ラベルの案)



#### (収蔵台帳の案)

主題分類番号	資料番号	情報資源の名称	寄贈者名	受入日付
02	01-203	想いおこす三六災害	—	2013/10/31
02	01-204	語りつぐ中沢の三六災害	—	2013/10/31

※「主題分類番号」及び「資料番号」は、前項2(1)で整理したものを使います。

#### (4) 災害教訓伝承活動の促進に向けた広報活動の展開

天竜川総合学習館かわらんべを活動の拠点として、災害教訓伝承に対する取り組みを推進し、地域の自助及び共助の精神を醸成するための広報活動を次のとおり展開します。

- ①前項2(1)により、情報資源の各メタデータ項目を整理するにあたって、不明確な情報(写真などが撮られた「場所」や「時期」など)がある場合には、地元図書館などの文化施設と連携協力して、伊那谷地域の皆さんの記憶を活かすイベント(「どこコレ? いつコレ? おしえてください三六災害(仮称)」)を実施するなど、伊那谷地域の皆さんからのヒントを頼りに、不明確な情報を確定していく参加型の広報活動を展開します。
- ②上記①の広報活動と連携して、「三六災害から半世紀が経ち、災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれず、散逸や風化の恐れがある」ことを伊那谷地域全体に向けて情報発信するとともに、地域に埋もれている災害教訓などを示す情報資源の提供を呼びかけます。
- ③「かわらんべ講座」を活用して、三六災害の記憶を風化させたいためのツアー(「三六災害の遺跡を訪ねる」など)を企画し、開催します。

### 3. 「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」の整備

#### (1) 災害教訓などを示す情報資源のデジタル情報化

デジタル情報化する情報資源の内容は、テキスト、写真及び図表など多様で、特に写真や図表は高い精度が必要とされます。

そのため、印刷物であるオリジナル資料の画像電子情報化(画像 PDF など)にあたっては、表-4に示す高精細な保存及び印刷版と公開及び配信用の軽量化を用意するなど、目的に応じた解像度とデータサイズに配慮します。

表-4 画像電子情報化の仕様一覧表

項目	保存及び印刷用	公開及び配信用	備考
解像度(2値)	600dpi	600dpi	テキスト、図
解像度(グレー)	600dpi	300dpi	モノクロ写真
解像度(カラー)	600dpi	300dpi	カラー写真
圧縮率	低圧縮	高圧縮	2値：G3 多値：jpeg

一方、各情報資源の発行時に作成可能な Real PDF(編集時の版下等を使用して作成する表示印刷用のフォントを埋め込んだ PDF)は、印刷物から画像電子情報化した画像 PDF に比べより高精細で軽量化することができます。また、全文検索の精度が非常に高く、より利用に適した提供を行うことができます。

よって、デジタル情報化する情報資源の版下等が保存されている場合など、Real PDF を作成することができる状態にあるかどうかを必要に応じて著作者等に確認することとします。

#### (2) システムの構築及び運用

全国各地域の大学等の連携協力により運用されている「学術機関アーカイブス」のノウハウを活用して、新たに電子書庫(「語りつぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」)を整備し、信州大学附属図書館より伊那谷地域内外に、そしてまた後世に向け、強力に情報発信します。

構築するシステムは、WEBサイトに登録したコンテンツの閲覧及びコンテンツのメタデータやテキスト情報を利用した検索機能を提供すること

ができるオープンソースのソフトウェアにより構築するものとし、表-5に示す機能を実装して運用します。

表-5 実装する機能一覧表

分類	実装する機能
コンテンツの閲覧	WEBブラウザを用いた閲覧機能  ○推奨ブラウザは以下のとおりとします <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Internet Explorer 7.0 以降 (Win)</li> <li>・ Mozilla Firefox 3.6 以降 (Win、Mac、Linux)</li> <li>・ Safari 3.1 以降 (Win、Mac)</li> <li>・ Google Chrome (Win、Mac)</li> </ul>
コンテンツの検索	WEBサイト内のコンテンツのメタデータ及びテキスト情報を利用した検索機能
コンテンツの登録、編集及び削除	WEBサイトの管理者が、コンテンツの登録、編集及び削除をする機能
位置情報の表示	各コンテンツのメタデータ内の緯度及び経度情報、又は住所情報を利用した位置表示機能(一般公開されている地理情報システムと連携する仕様とします)
動画及び音声ファイル形式への対応	動画及び音声コンテンツは、次のファイル形式に対応(動画投稿サイトにリンクする仕様とします)  ○対応するファイル形式は以下のとおりとします <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MOV、MPEG4、AVI、WMV、MPEGPS、FLV、3 GPP、WebM</li> </ul>

## 4. 世代を超えて語り継ぐための取り組み

### (1) 寄附金の募集と受け入れ方法

計画期間を超える長期間にわたって、このプロジェクトを安定して推進していくためには、前項3(2)で構築したシステムを適切に維持管理するとともに必要に応じて更新することができるようにするための独自財源を確保することが不可避の課題です。

このような状況の中、システムの初期整備費用や維持管理費用、更には計画期間を超え更新が必要になった場合の更新費用に活用することを目的とした寄附金を創設し、広く伊那谷地域内外の方々からご支援をいただく体制を整え、寄附金の募集を行うこととしました。

#### (寄附金の募集告知の案)

寄附金のお願
<p>後世に引き継がれずに散逸や風化の恐れがある災害に備えるための知恵や教訓などを示す情報資源を収集及び整理して、電子的に公開する取り組みを進めています。</p> <p>世代を超えて、これらの情報資源を語り継ぐためには、電子的に公開するシステムを将来にわたって安定的に運用できるようにするための独自財源を確保することが不可避の課題です。</p> <p>このような状況の中、電子的に公開するシステムの初期整備費用や維持管理費用、更には更新が必要になった場合の更新費用等に活用することを目的とした寄附金を創設し、寄附金の募集を行うこととしましたので、ご支援をいただきますようお願いいたします。</p>
<p>①寄附金の用途</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電子書庫「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」として整備するシステムの初期整備費用及び維持管理費用</li><li>・整備した電子書庫「語り継ぐ“濁流の子”アーカイブス(仮称)」を将来にわたって安定的に運用するために必要となる更新費用</li></ul>
<p>②寄附金の受け入れ先</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・信州大学附属図書館(予定)</li></ul>